

償却資産(固定資産税)申告の手引き

町税につきましては、日頃より格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、すでにご承知のように固定資産税においては、土地や家屋のほかに償却資産も課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日(賦課期日)現在で所有している償却資産について申告していただく必要があります。

つきましては、城里町内に償却資産を所有されている場合はこの手引きをお読みいただき、期限(毎年 1 月 31 日 ※期限日が土日、祝日の場合はその翌日)までに申告されますようお願いいたします。

1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは土地や家屋以外の事業の用に供することができる資産で法人税または所得税法の規定による所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
2 機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備(ターンテーブルを含みます)、太陽光パネル等
3 船舶		ボート、釣船、漁船、遊覧船、貨物船等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具		大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト等(ナンバープレートの分類番号が「0」「00~09」「000~099」「9」「90~99」「900~999」の車両)、その他運搬車等
6 工具、器具及び備品		パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

毎年 1 月 1 日現在で償却資産を所有されている方です(地方税法第 383 条)。

(2) 提出期限

毎年 1 月 31 日(※期限日が土日、祝日の場合はその翌日)まで

※ お早目にご提出いただきますようご協力をお願いいたします。

(3) 提出先

城里町役場 税務課 固定資産税G

〒311 - 4391 茨城県東茨城郡城里町石塚 1428 - 25

TEL029 - 288 - 3111 内線 123

(4) 申告の対象となる資産

毎年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。次の資産も申告が必要になります。

- ① 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- ② 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ③ 遊休又は未稼働の資産
- ④ 改良費(資本的支出：新たな資産の所得とみなし、本体とは区分して取り扱います)
- ⑤ 福利厚生のために供するもの
- ⑥ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても、個別に減価償却しているもの(個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません)
- ⑦ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
(例) 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産

中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成26年3月31日までに取得した資産です(租税特別措置法第28条の2、第67条の5)。ただし、取得価額が10万未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

(5) 申告の対象とならない資産

次の資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの(例：小型フォークリフト等)
- ② 無形固定資産(例：特許権、商標権、営業権、ソフトウェア等)
- ③ 繰延資産(創立費、開業費、開発費等)や棚卸資産(商品、貯蔵品等)
- ④ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの)
- ⑤ 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの

(6) 提出書類

- ① **償却資産申告書(償却資産課税台帳)**【第二十六号様式(緑色用紙)】
必ず住所・氏名(事業所名)・電話番号・取得価額等を記入し、押印してください。個人番号または法人番号を記入してください。個人番号または法人番号を必ずご記入ください。取得価格についても必ずご記入ください。
- ② **種類別明細書(増加資産・全資産用)**【第二十六号様式別表一(緑色用紙)】
増加した資産の種類、資産の名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、減価残存率、価額を記入してください。未記入の場合、課税標準額が算出できません。
- ③ **種類別明細書(減少資産用)**【第二十六号様式別表二(赤色用紙)】
前年度中に減少資産がある場合は記入してください。

(7) 電子申告について

城里町ではインターネットによる電子申告がご利用になれます。申告方法につきましては、eLTAX（エルタックス）のホームページをご覧ください。

3 評価額の算出方法

償却資産の評価は、取得年月、取得価格及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	評価額 = 取得価額 × (1 - 減価率 / 2)
前年前に取得した資産	評価額 = 前年度評価額 × (1 - 減価率)

※ 平成20年度の地方税法改正において同法第414条が廃止されたため、1月1日現在の資産を旧定率法により算出した評価額がそのまま決定価格となります。また、決定価格の1,000円未満を切り捨てた額が課税標準額となります。

[計算例]

取得価額700,000円、取得年月平成25年4月、耐用年数3年の資産の場合、耐用年数3年に応ずる減価率は0.536です。（下表「耐用年数別減価残存率表」参照）

$$\text{平成26年度} = 700,000 \text{円} \times (1 - 0.536 \div 2) = 512,400 \text{円}$$

$$\text{平成27年度} = 512,400 \text{円} \times (1 - 0.536) = 237,753 \text{円}$$

$$\text{平成28年度} = 237,753 \text{円} \times (1 - 0.536) = 110,317 \text{円}$$

$$\text{平成29年度} = 110,317 \text{円} \times (1 - 0.536) = 51,187 \text{円}$$

$$\text{平成30年度} = 51,187 \text{円} \times (1 - 0.536) = 23,750 \text{円} < 35,000 \text{円}$$

※ 算出した評価額が取得価格の5%を下回る場合は取得価格の5%が評価額となります。

※ 上記の計算例においては、平成30年度で取得価格の5%(35,000円)を下回りますので以降は35,000円になります。

耐用年数別減価残存率表

耐用年数 (年)	減価率	減価残存率		耐用年数 (年)	減価率	減価残存率	
		前年中 取得	前年前 取得			前年中 取得	前年前 取得
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926
16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928

4 課税評価額について

課税標準額とは、税額計算の基礎となるもので、所有する償却資産の評価額を全て合計したものです。課税標準の特例を適用する場合は、特例額を差し引いた額が課税標準額となります。

5 年税額の算出方法

償却資産の税率は、固定資産税の土地・家屋と同様に 1.4%です(地方税法第 350 条)。また、課税標準額に 1.4%を乗じ、100 円未満を切り捨てたものが税額となります。

なお、課税標準額の合計額が 150 万円未満の場合は免税点未満となり、課税されません(地方税法第 351 条)。

年税額の求め方は、次のとおりです。

$\text{課税標準額} \times \text{税率}(1.4\%) = \text{年税額}$ <p>(1,000 円未満切り捨て)</p>
--

6 非課税及び課税標準の特例

○ 非課税

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に定める一定の要件を備えた償却資産については固定資産税が課税されません。

○ 課税標準の特例

再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例について

太陽光発電設備については、固定価格買取制度の認定を受けたものが特例適用の対象となっておりましたが、平成 28 年度税制改正により、平成 28 年 4 月 1 日以降に固定価格買取制度の認定を受けて取得した発電設備は特例適用の対象外となります。

これに代わり、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得された自家消費型の太陽光発電設備が、特例適用の対象となります。

改正法附則第 15 条第 33 項 第 1 号イ	新/旧条文	旧法附則第 15 条 33 項
自家消費型太陽光発電設備 (再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が一つの需要先の年間消費電力量の範囲内である設備)	対象資産等	固定価格買取制度の対象となる 再生可能エネルギー設備
平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	取得時期	平成 24 年 5 月 29 日～ 平成 28 年 3 月 31 日
認定を受けたものは特例不可	固定価格買取制度の認定	経済産業大臣の認定を受けたものが特例の対象となる
補助を受けていることが特例の認定に必要	再生可能エネルギー事業者支援事業に係る補助	適用なし (平成 28 年度より開始のため)
わがまち特例 最初の 3 年度分 2/3	特例割合	最初の 3 年度分 2/3
10kw 以上	出力	10kw 以上

※平成 29 年度より本特例を受ける場合には、「再生可能エネルギー発電設備の償却資産に係る課税標準の特例適用申請書」とともに、「一般社団法人 環境共創イニシアチブ」が発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」を認定資料としてご提出いただく必要があります。

※平成 28 年 3 月 31 日以前に取得した設備については、引き続き従前の規定が適用されることにご留意ください。

経営力向上設備の特例について

中小企業等経営強化法施行により、中小事業者等が取得した認定経営力向上計画に基づく経営力向上設備等について、特例適用の対象となりました。[制度内容については中小企業庁ホームページ \(http://www.chusho.meti.go.jp\)](http://www.chusho.meti.go.jp) をご参照ください。

- ・ 該当法令

- 地方税法附則第 15 条第 46 項

- ・ 対象となる資産

- 租税特別措置法第 10 条第 6 項第 4 号に規定する中小事業者又は同法第 42 条の 4 第 6 項第 4 号に規定する中小企業者が、経営力向上計画に基づき新規で取得した機械及び装置で、以下の全てに該当するもの

- ① 販売開始から 10 年以内

- ② 一台又は一基（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額が 160 万円以上

- ③ 旧モデル比で生産性が年平均 1%以上向上するもの

- ・ 取得時期

- 平成 28 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに取得したもの

- ・ 適用期間及び特例割合

- 取得された年の次の課税年度より 3 年間、該当償却資産の課税標準額を 2 分の 1 にします。

- ・ 必要書類

- ① 固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申請書

- ② 経営力向上計画の申請書及び認定書の写し

- ③ 工業会等による中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書の写し

- ④ リース契約書の写し（申告者がリース会社の場合のみ）

- ⑤ 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し（申告者がリース会社の場合のみ）

7 国税の取扱いとの主な違い

項 目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税(償却資産)の評価額)
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)	原則として「固定資産評価基準」※ に定める減価率によります。
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます	認められません
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5
中小企業者等の少額資産 の損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます	金額にかかわらず認められません

※「固定資産評価基準」とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

8 その他

- ① 正当な理由がなくて申告をしなかった場合、または虚偽の申告をした場合は、過料及び罰金等を科せられることがあります(地方税法第386条、城里町税条例第72条、地方税法第385条)。
- ② 期日間近の混雑を避けるため、お早目の提出をお願いいたします。また、申告期限後に提出された場合は、納税通知書や証明書の発行が遅れる場合があります。
- ③ 申告書を提出した後、申告内容に誤りを発見した場合は、速やかに正しい申告書を作成し再提出(修正申告)してください。

○ 郵送申告の方へのお願い

受付印を押した「控え」の返送をご希望の場合は、返信先を記入した返信用封筒に必ず返信用切手を貼って同封してください。なお、返信には2週間程度の日数がかかる場合があります。あることをご確認ください。